



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

タイトル番号：0076

書名：仰望節錄

2冊

仰望節錄序

侍醫曾昌道を寛政ノ比々至時あり。我
南山老翁の派側下侍里の御船の御事ちふ
史少載侍らぬ歟。德儀少うまく。條と以つ
かす。まほまきのやつみだらとたまつて。ま
ちの神のあら火とあらしと。まわぬか。もく
昌道とされたうやせん。さあ昌道櫻田郎中
うつ廬小住る。以勢う充ますもう。まのと
事つまうよとまの胸よつまう。事つまうとま

○禁補



見事木小付へとすまわれてばれはうたひ
竟小櫻木小笠へ遠山小笠の始め、友小
老山の済めまみと示すやうに御形——
昌道の
之へゆる道——桜の附形をかねてみゆく
史の筆子——あらゆる

天保三年みつゝへ辰ノ常夏月

薩摩侍臣早川兼典

序

人の節をすくふ誠心誠意をねどひもかたは竹にか一泊
あが如く是其つもの三日が

三位老公ハはやくよヤ 封内旅治め其民を憫ミ 固本の業旅勧ムを 首とな一玉ふこといとしも篤けキバ臣庶も固より村童らにいあまで仰々拜を添所角ナ臣槃のあとたり其博愛潛徳を仰望ること五十年ふ僅く偶見督觀するごとがある侍仰びいつゝか小帙を積たさるを丁丑の火ルアゼみけ候頃間 官暇カウをえくあゞ其胸記と舊聞を矯志る一て裔孫のみ示さんとせーと

序

公の侍従の臣某こきを瀏覽して木ふさり不朽ふとども
づくともえあいひだまふ内史の老臣ふばかり績文
社拙も醜と售に^{ウル}粗さくら木よつけて 封内の舊識ふと
たくらばやとて於ん

天保三年夏五月

臣曾槃識

仰望節錄上卷

目次

提要

第一條

俗語考の起草

第二條

造士館演武館犬追物場を創建

第三條

於篤君誕

第四條

虎壽麻呂公誕

第五條

明時館創建

第六條

新ふ龍門橋が建る記

第七條

窮民を救

第八條

目録

- 質問本草 第九條 書牘序文付
神鏡と獲玉ふ記事 第十條 神廟記付
隱館付地とトノ玉ふ 第十一條
再韓種人參圃がつくる第十二條
成形寶錄改撰 第十三條
種藥比園をトノ玉ふ 第十四條
搏埴 第十五條
獨樂園 第十六條
靈芝と採 第十七條
龜崗十勝の詩 第十八條
日本史島津傳末 御家系補入 第二十一條
德昭殿を創建 第二十條
種茶 第二十二條
狐妖の入ふ憑くるを避玉ふ 第二十三條
古冢を祭る記 第二十四條
尚齒會 第二十五條
馴鷹放賜 第二十六條
防災 第二十七條
尊齡八十初度 第二十八條

目録

座禽冢が建第二十九條

神蛇の記第三十條

聚珍寶庫の碑文第三十一條

藩府の街名を改む第三十二條

郭註莊子が和釋を第三十三條

鳥名便覽鏤版第三十四條

仙禽雙離の記第三十五條

昇位第三十六條

馴鷹を賜第三十七條

有氣の辰ふ中らせ玉ふ第三十八條

額陰の記第三十九條

福壽亭北碑文第四十條

新小瑠光精社を建第四十一條

地を掘て古銅器が獲たり第四十二條

福壽亭落成を第四十三條

尊歎八十八の初度第四十四條

敏書第四十五條

神佛へ扁額を奉建し玉ふ第四十六條

天明年来ゆ登 城第四十七條追加

強記第四十八條

仰望節錄

福壽亭栢本

臣曾鞏謹纂輯

提要 第一條

重豪公初久方忠洪○善次郎○又三郎○從四位下左近衛少將○薩摩守從四位上左近衛中將○上總介○榮翁史館

日錄

延享二年乙丑十一月六日薩藩生女母は島津備前貴傳

女史館御父君は島津久徳公なり

初重年為兵庫久季養子及宗信逝去無後重年襲封是以重豪亦為久季之後寶曆三年癸酉十二月十五日元服號兵庫

久方父重年加冠新納内藏久品理髮

同四年重年携久方朝江都於是復稱善次郎八月四日重年
達世子久方於松平右近將監武元改稱松平又三郎忠浩同
五年乙亥七月二十七日有

命島津淡路守久炳代我造西尾隱岐守忠尚第御老中列居

忠尚下

公命賜重年遺領輪臺日錄

寶曆五年乙亥七月廿七日世嗣○同八年戊寅六月十三日
從四位下少將より叙任を薩摩守重豪と稱す○明和元年甲
申十一月十三日從四位上中將に轉任○天明七年丁未正
月廿九日公務を譲らん事より請ふ即此日報可せらる翌晦
日上總介と改稱わらせらる以上史館日錄小據○寛政十
二年乙亥十一月十四日總髮を請ひ榮翁公と御號を改
南山公ハ明和年よりの御號なり○文化元年甲子五月二
日剃髪○天保二年辛卯正月十九日從三位より叙

俗語考の起草

第二條

明和四年丁亥薩隅西南海ハ唐山の商舶肥前長崎へ來往
其鐵路あれバ或は年毎其瀬海より漂到せ故にいよ／＼
より其沿海の地に譯士を置きて常に海外清國の音韻を
學して事を判せしむ 公嘗てより長崎の唐山譯士小

便して漳福の俗語とつどい其音韻が質へ和釋が附して其書を著さん事を慮り給ふあと其起草が命せらる尊慮ハ左比如一

余好華音粗通其音故燕居無事之間常與侍臣等互談話以華音也然唐話多端不暇曲通遍辨而枚舉惟蒐輯所記若干言以為卷名曰南山俗語考索非為他人置是座右以自備遺忘耳

明和丁亥仲冬南山主人識

文化九年書成て木に記す

造士館演武館犬追物場を創建

第三條

安永二年癸巳是歳造士館及び演武館を創建モ是より先ム大隅守光久公府學が建むと欲し有司に命して其事を議するに果さざりて逃し給ふ初め薩の僧文之ある者程朱の學が唱ひ其徒如竹にいたり能其説を傳ふこれより往々其業を受けるものあり因て四方比儒官へ來往セしめ専ら程朱の學を宗と以て郷里小教授セしも然れどもいまさ學校のらば故にこの舉あり其府學を名づけて造士館と云是寛陽公の御志を御つぎ遺バさるゝ形至此モ於て學規數十條をつくり藩中に布告あらばされたりまゝ是より先に犬追物を講じる者往々空濶せ地少

第三條

於てものいまだ定あ／＼演武館を建ふる及ひて弓馬鎗剣各局のう因てまた犬追物を爰に置り 史館日錄

伊勢貞丈犬追物類鏡序説云笠掛流鑄馬大追物ハ馬上の弓射習と取り是を馬上の三つ物と云ふの三つ物廿中に笠掛流鑄馬ハ馬豎さあるの三駆^{ハセ}射ふ的もまた動ざだもの取り大追物ハ豎さまにも横さまかり左にモ右から前より後にも速くも遅くも犬のは／＼は隨ひて追射ふ事なれば軍陣の為にハ殊^シ勝れて能き習ハ／＼ぢか／其頭書云源順倭名鈔に後漢書の馳射廿二字を出して今按する俗に云於牟毛乃以流と注

いたりおむものハ追物取り順の頃にハいまだ犬追物な／＼牛追物ハのぞ／＼免犬追物廿はトメを尋ねに騎射秘抄廿序に犬追物ハ御射の簡要馳逐の妙術あり然間鎌倉右大臣家の御時權輿^ノとあり志^シみれバ實朝公の時始くるに此東鑑小え記一漏一ぬるにゆらん或近衛院の御宇に玉藻といひ／＼女化しゝる狐と獵らむ為に三浦介犬を射て試み／＼ようはトマはといふ前後略モ。犬追物類鏡六卷臣槃謹くおとふに吾薩ハ故國小していふ／＼より武を顕らよ／＼て義^ミ強き事は世皆一る處なり今時に方